

神奈川県薬剤師会 令和2年度薬局における薬剤交付支援事業委託費交付要綱

(通則)

- 1 令和2年度薬局における薬剤交付支援事業委託費については、本県基準額の範囲内において交付するものとし、事業実施計画書及び関係法令によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この委託費は、令和2年4月2日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について、「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」及び令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」等を踏まえ、神奈川県内の薬局（以下「各薬局」という。）において、電話等による服薬指導等を実施し、調剤した薬剤を患者宅等へ配送した場合又は薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の配送料等を支援し、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大防止や患者・医療従事者の感染リスクを避けることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この委託費は、令和2年5月8日日本薬剤師会通知の別添「薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点」を参考とし、各薬局を間接事業者としてそれぞれが行う患者への薬の配送等に係る事業（以下「事業」という。）を間接補助金の交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この委託費に係る間接補助金（以下「補助金」という。）の交付額の算定方法は、令和2年5月8日日本薬剤師会通知の別添「薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点」を参考として算出するものとする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く）をする場合には、神奈川県薬剤師会長の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、神奈川県薬剤師会長の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに神奈川県薬剤師会長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業の遂行及び支出状況について神奈川県薬剤師会長の要求があったときは、速や

かにその状況を報告しなければならない。

(5) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第4号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに神奈川県薬剤師会長に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、毎月15日までに前月の実施状況を月毎にまとめ、別紙様式による申請書に「電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の一覧」を添えて神奈川県薬剤師会長に提出することにより行うものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付申請後の事情の変更により申請の内容変更等を行う場合には、6に定める手続に従い、その事由の発生後速やかに行うものとする。

(標準処理期間)

8 神奈川県薬剤師会長は、国から委託費の交付を受けた場合には、速やかに補助金を各薬局に交付するものとする。

[令和2年5月21日制定]